議案第４２号

町の区域の変更について

取手市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更することについて、地方自治法第２６０条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月２日提出

取手市長　　中　村　　修

提案理由

取手駅北土地区画整理事業の施行に伴い、当該事業区域について、町の区域に変更の必要が生じたため、地方自治法第２６０条第１項の規定により、議会の議決を求めるものです。

別紙

変　更　調　書

白山一丁目に変更する区域

中　央　町　甲８０４番１１の一部、甲８０４番１４の一部、甲８０４番１５の一部、甲８０５番２の一部、甲８０５番３の一部、甲８０５番４、甲８０５番５の一部、甲８０５番１０、甲８２１番２、甲８２１番４の一部、甲８２１番６の一部

新町二丁目　甲３３１番１、甲３３１番４、甲３３１番５、甲５６７番１の一部、甲５７１番１の一部、甲５７１番２の一部、甲５７１番４、甲５７２番１の一部、甲５７２番２の一部、甲５７２番５の一部、甲５７７番２の一部、甲８１７番３の一部、甲８２２番１の一部、甲８２２番２の一部、甲８２２番３、甲８２２番４、甲８２２番５の一部、乙１０３５番１の一部、乙１０３５番２の一部、乙１０３５番３、乙１０３５番７の一部、乙１０３５番１７、乙１０３５番１８、乙１０３５番１９、乙１０３５番２０、乙１０４３番３、乙１４１９番１の一部、乙１４１９番４の一部、乙１４１９番５の一部

井野一丁目　２９９２番４、２９９７番４、２９９７番９、３０００番８

新町二丁目に変更する区域

白山一丁目　甲３２７番２の一部、甲３２８番２の一部、甲３２９番２の一部、甲５７４番２の一部

上記の土地及びその土地に隣接介在する道路を変更する。

新町一丁目　甲５２７番３

中　央　町　甲８０４番１４の一部、甲８０４番１６の一部、甲８１５番５の一部、甲８１５番１２、甲８１５番１４、甲８１６番３、乙１４１８番２の一部

中央町に変更する区域

新町二丁目　７番の一部、甲５８０番７の一部、甲５８０番８の一部、甲５８０番１９、甲５８２番２、甲５８２番３の一部、甲５８２番１３の一部、甲５８３番１の一部、甲８２２番５の一部、乙１３６９番１の一部、乙１４１９番１の一部

上記地番は、令和７年５月７日現在の登記簿による。

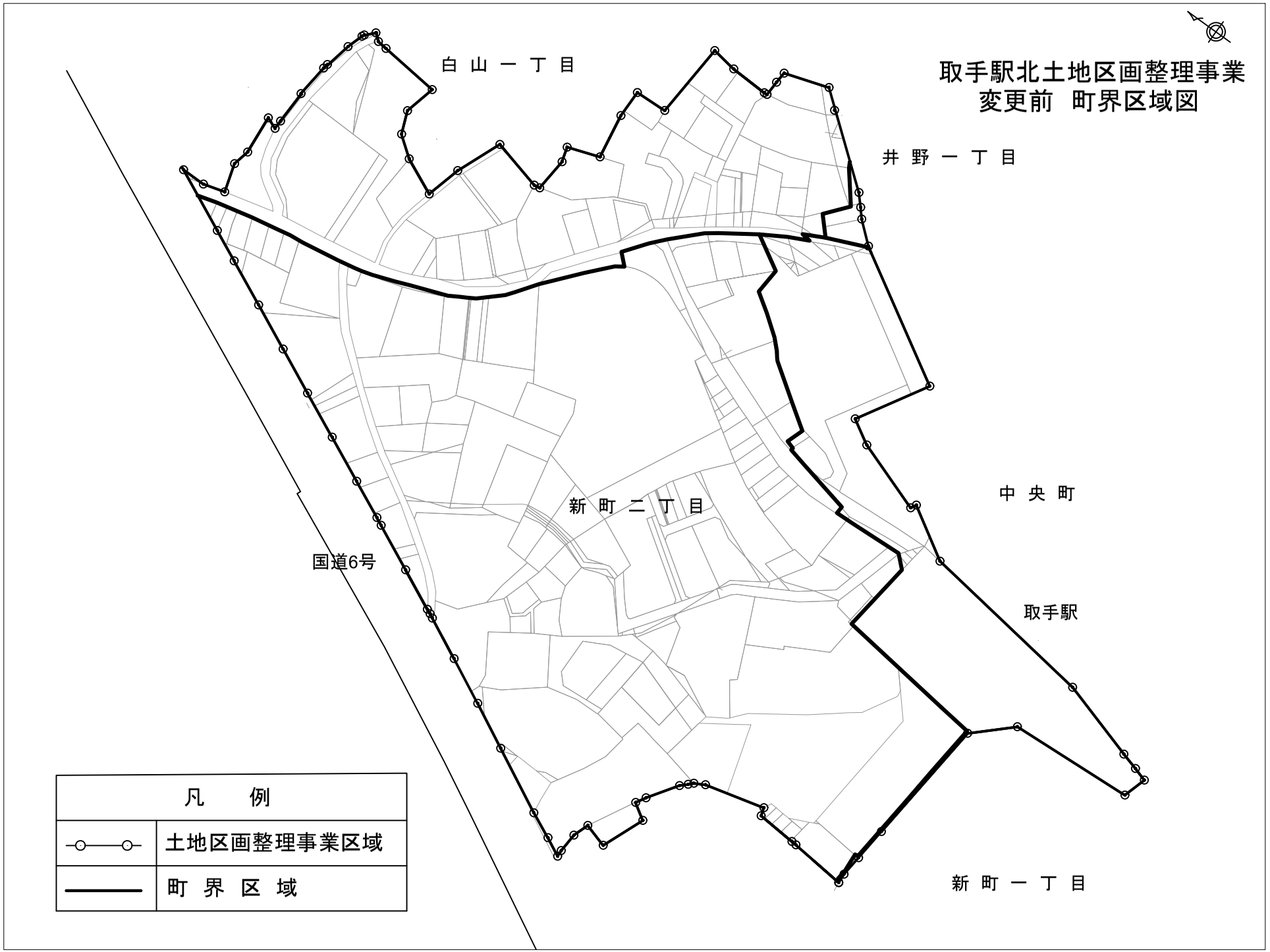
取手駅北土地区画整理事業
変更前　町界区域図
白山一丁目
井野一丁目
新町二丁目
中央町
国道6号
取手駅
新町一丁目
凡　例
土地区画整理事業区域
町界区域

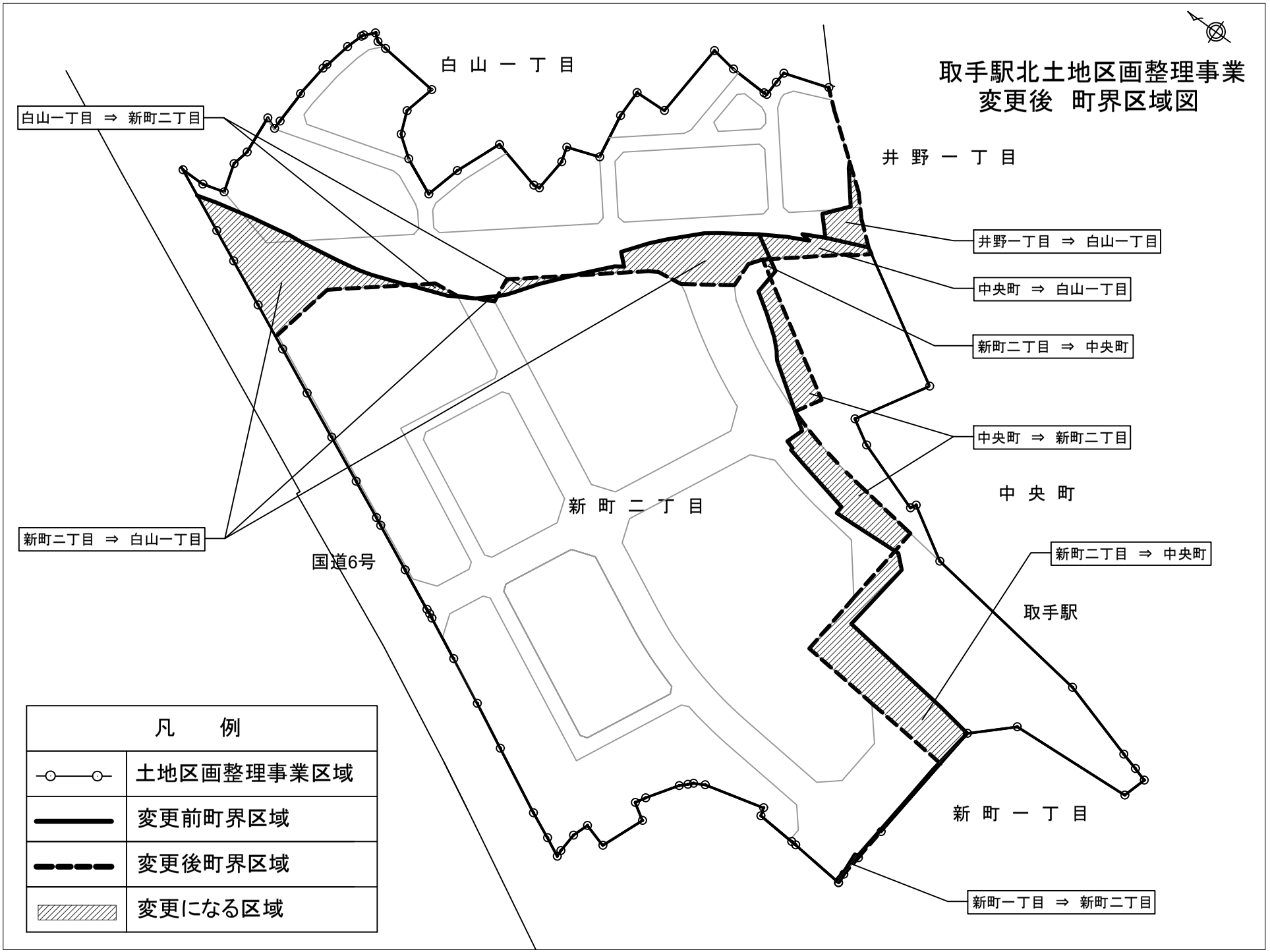
取手駅北土地区画整理事業
変更後　町界区域図
白 山 一 丁 目
井 野 一 丁 目
新 町 二 丁 目
中 央 町
新 町 一 丁 目
取手駅
国道6号
白山一丁目 ⇒ 新町二丁目
新町二丁目 ⇒ 白山一丁目
井野一丁目 ⇒ 白山一丁目
中央町 ⇒ 白山一丁目
新町二丁目 ⇒ 中央町
中央町 ⇒ 新町二丁目
新町二丁目 ⇒ 中央町
新町一丁目 ⇒ 新町二丁目
凡　例
土地区画整理事業区域
変更前町界区域
変更後町界区域
変更になる区域